

川村総務科長、防戦一方！ 高畑総務助役は、論外！！

■「台風19号に伴う勤務の取扱いについて」(総務共通掲示 No.44)、大二運川村総務科長に確認しました。

組合：「基本的な考え方」とあるが、そうでない場合もあるのですか。

総長：あります。

組合： 特殊な考え方もあると理解していいのか。

総長： そうです。

組合： 特段指示がない限り「労外」とあるが、指示のない「労外」はあり得るのですか。

総長： 計画運休とかある。異常時だからあり得る。

組合： すぐ騙しますね。何を根拠に労働協約・就業規則にありますか。

総長： ……。(黙り)

組合： 下の2泊3日の扱いは百歩譲って93条が適用されるが、「労外」の部分は何に基づいて適用したのですか。

総長： ……。(黙り)

組合： では、「労外」の定義は何ですか。

総長： 定義とは、あらかじめ……。

組合： 流石、元運転科長ですね。定義はあらかじめ定められた行路に指示されるもの、即ち勤務割、乗組みは25日、予備者は5日前に発表される勤務に指示されるものです。12日は変行路とされたが、一切「変更記事票」が出されていないから、指示されていない。「労外」が生じることはあり得ない話です。

総長： そうか？ そうだな！

組合： 最後に※印のところは賃金を保証するのですか。1項超勤は、積算だから賃金カットをするということですか。

T 助役： 基本給部分とかあるから、カットはされない。

組合： 本当にそうなんですか。

T 助役： 例えば、1ヶ月140時間なのが、今回10時間「労外」が発生しても、130時間とはならず140時間保証するという事。

組合： 本当ですか。科長、どうなんですか。

総長： いい加減なことは言えない。確認して答えます。

組合： 四点について確認しましたが、理解してもらえましたよね。早く確認して下さい。

総長： 分かりました。

(総長)川村総務科長 (T 助役)高畑総務助役

計画運休を口実とした理不尽な勤務扱いを許すな！